

令和7年度 常任委員会の活動評価について

1 チェックシートによる評価

令和8年

3月 4日（水） 予算決算常任委員会理事会

3月10日（火） 常任委員会（政策企画雇用経済観光、防災県土整備企業、医療保健子ども福祉病院）

3月11日（水） 常任委員会（総務地域連携交通、環境生活農林水産、教育警察）

- (1) チェックシートの項目を参考に、1年間の委員会活動を振り返り、良かった点、改善すべき点等を委員間討議する。
- (2) 委員間討議の後、正副委員長、各委員（理事）がそれぞれチェックシートに評点等を記載して提出する。

2 委員会活動評価総括表の作成

3月12日（木） 常任委員会（政策企画雇用経済観光、防災県土整備企業、医療保健子ども福祉病院）

3月13日（金） 常任委員会（総務地域連携交通、環境生活農林水産、教育警察）

3月18日（水） 予算決算常任委員会理事会

「1チェックシートによる評価」での議論と、チェックシートによる評価結果を踏まえて協議し、「委員会活動 評価総括表」を作成する。

3 委員長会議での報告及び確認

3月23日（月） 委員長会議

各委員長から、「委員会活動 評価総括表」により、委員会活動の評価を報告するとともに委員長間で共有すべき取組等を確認し、次期委員会等への引継ぎ事項を整理する。

※ 委員長会議開催後に委員会を開催した場合には、「委員会活動 評価総括表」への補足の有無・内容について、当該委員会（理事会）において協議し、補足後の「委員会活動 評価総括表」を委員長から議長に提出する。

4 代表者会議への報告

5月（予定） 代表者会議

議長から、委員会活動の評価や次期委員会への引継ぎ事項も含め議会活動計画の実施状況を報告し、今後の対応方針を決定する。

5 次期委員会への引継ぎ

5月（予定） 委員長会議

議長から次期委員長に、代表者会議で決定した対応方針とともに前期の委員会活動の評価を引き継ぐ。

常任委員会活動チェックシート

このチェックシートは、「三重県議会 議会活動計画」に基づき、毎年次の委員会活動について自己評価を行うものです。

「基本方針」を踏まえて、今年次の委員会活動を振り返り、それぞれの「評価対象項目」について、「取組の方向」や「評価の視点」を参考にして、委員（理事）の皆さんで自己評価（5段階評価）を行ってください。（但し、該当のない項目は評価しませんので、当該項目の評価欄には「－」をつけてください。）

【チェックシートを記入するにあたっての注意事項】

<p>■点数の基準</p>	<p>○委員個人の評価とします。</p> <p>○基準となる点数は「3点」とします。</p> <p>1点・・・「ほとんどできなかった」「不満足」</p> <p>2点・・・「あまりできなかった」「例年よりもできなかった」「やや不満足」</p> <p>3点・・・「通常どおりできた」「例年どおりできた」「普通」</p> <p>4点・・・「通常よりも良くできた」「例年よりも良くできた」「概ね満足」</p> <p>5点・・・「ほぼ完璧にできた」「十分満足」</p>
<p>■評価できない項目 （該当なし「－」）</p>	<p>○チェックシートを記入する前に、委員間で協議を行い、評価項目に含めるか否か（「－」とするか否か）を委員会として決めます。</p>

常任委員会活動チェックシート

委員会名()

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。		
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。		
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。		
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。		
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。		

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	評価	自由記載(評価点の理由や気づいた点)
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。		
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)		

教育警察常任委員会 活動実績書（案）（令和7年5月～令和8年5月）

令和8年3月11日現在

1 所管調査事項

- ・学校教育の充実について
- ・社会教育及び文化財保護行政の推進について
- ・警察の組織及び運営について

2 重点調査項目

- (1) 教職員の人材確保・働き方改革について
- (2) 県立高等学校の活性化について
- (3) 命を大切にす教育について
- (4) 犯罪対策について
- (5) 地域における交番・駐在所の在り方について

3 活動計画表

重点調査項目	令和7年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 教職員の人材確保・働き方改革について (2) 県立高等学校の活性化について (3) 命を大切にす教育について (4) 犯罪対策について (5) 地域における交番・駐在所の在り方について	常任委員会 所管事項説明 (5/26)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (6/19, 23)	県内調査 (7/4、 29) 常任委員会 所管事項 説明 (7/30)	常任委員会 所管事項 説明 (8/5)	県外調査 (9/2～4)	常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査等 予決分科会 所管事項の調査 (10/15, 17)	予決分科会 令和6年度歳 入歳出決算、 所管事項の調査 (当初予算編 成に向けての 基本的な考え 方) (11/6)	予決分科会 補正予算 常任委員会 参考人の出席要 求(12/3) 常任委員会 議案の審査、所 管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 12)		予決分科会 補正予算 (2/25)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調査等 予決分科会 当初予算、補 正予算等 (3/11, 13)		
執行部の主な予定		令和7年版県 政レポート (案)				一般会計、 特別会計決算 令和8年度行政 展開方針（案） 当初予算編成に 向けての基本的 な考え方		当初予算要求 状況		当初予算案	令和8年度行 政展開方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月4日（金）（日帰り） 県立高等学校の活性化（県立水産高等学校）や自己肯定感を涵養する教育推進事業モデル校（鳥羽市立加茂小学校）について調査を行った。
7月29日（火）（日帰り） 老朽化した警察署、駐在所の整備（大台警察署、大三警察官駐在所）や県内初の県立夜間中学校（みえ四葉が咲中学校）について調査を行った。

(2) 県外調査

- 9月2日（火）～9月4日（木）（2泊3日） 教員の働き方改革（広島市教育委員会、大阪市教育委員会）、部活動の地域移行（大阪市教育委員会）、警察官の人材確保、働き方改革（広島県警察本部）、警察独自の災害警備訓練施設（近畿管区警察局）について調査を行った。

調査・審査結果の施策への反映に関する参考資料

- 1 「『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る
意見」への回答 1
(R7.9.25 全員協議会資料抜粋)

- 2 参考人制度等の活用 (実施せず)

- 3 請願への対応 3

- 4 各定例会月会議における委員長報告一覧 4

「『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【教育警察常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
3-1	犯罪に強いまちづくり	警察本部	<p>県政レポートは、県民の皆様に対し県の取組をわかりやすく伝えるものである。総合評価がCとなっているが、犯罪に強いまちづくりを目指すにあたり、様々な県民が関わり、一定の成果を出しているのだから、自分たちも犯罪防止に役立っている成果が実感できるよう、記載の仕方を工夫されたい。</p>	<p>県民の皆様への犯罪抑止への関わりについて、例えば特殊詐欺の未然防止事例の報道発表やSNSなどあらゆるツールを通じて、その都度お知らせするなど、引き続きその成果を実感していただけるよう取り組んでいきます。また、御指摘いただいた成果の書きぶりについては、令和7年版県政レポートに反映いたしました。来年度以降の県政レポートは、この点に配慮した記載となるよう検討いたします。</p>
			<p>海外を拠点とするような国際的な詐欺のニュースを耳にするが、三重県だけで解決できるものではないので、広域連携を進め、青少年を犯罪に巻き込まないという観点からも、引き続き犯罪防止に取り組まれない。</p>	<p>匿名・流動型犯罪グループや、海外を拠点とする犯罪グループによる組織犯罪に対処するため、令和6年4月からは、「特殊詐欺連合捜査班（T A I T）」を中心に全国警察と連携した捜査を進めています。さらに、本年10月からは、警視庁に人員を一元的に集約し、捜査を進める予定です。 また、特殊詐欺等の被害防止のための広報啓発活動だけではなく、青少年が闇バイト等の犯罪に加担しないための広報啓発活動にも努めていきます。</p>
			<p>全国的に、犯罪対策にAI、DXを取り入れていると思うが、他県の好事例も取り入れながら、犯罪抑止に取り組まれない。</p>	<p>犯罪対策については、全国における好事例の把握に努め、有用なものは、県警察として必要性などを検討しつつ、積極的に取り入れていきたいと考えています。</p>
14-1	未来の礎となる力の育成	教育委員会	<p>みえスタディ・チェックについて、問題が過去問中心であり、全国学力・学習状況調査対策にはなるが、真の学力が向上するか疑問であるため、真の学力が向上するような問題を出すよう検討されたい。 また、みえスタディ・チェック創設時に比べ、先生や生徒の負担感が改善されていると思うが、準備など含めまだまだ負担感があると聞くので、引き続き改善に取り組まれない。</p>	<p>みえスタディ・チェックは児童生徒の学習内容の定着状況を把握し、授業改善、個に応じた指導の充実等を促進するため、年2回実施しています。令和7年度第2回以降は、学習指導要領をふまえ、一部、新たな問題を作成し、授業改善が進んだか、児童生徒の学力が定着したかを計ることができるよう内容の充実を図ります。 令和3年度第2回からCBTで実施していることから、選択式や短答式の問題の一部について自動採点が可能となり、負担感の軽減につながっています。今後も円滑に実施できるようシステム改修等を進めてまいります。</p>

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
14-1 (つづき)	未来の礎となる力の育成	教育委員会	落雷事故防止について、学校現場としてはかなり慎重な判断が必要になると思うが、児童生徒の命が一番大事であるから、部活動の中止の判断の基準も含め、引き続き教育委員会として発信されたい。	気象庁が発表する雷注意報の状況や雷ナウキャストの活用を周知するとともに、危機管理マニュアルに沿って確実に対応するよう、様々な場面を通じて啓発活動を行っています。また、保健体育科の教員や部活動の指導者への研修会において、ためらうことなく活動を中止するよう強く指導しており、引き続き落雷事故防止に努めます。
14-5	誰もが安心して学べる教育の推進	教育委員会	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、教育相談体制の充実に取り組むとのことだが、人的リソースに限られる中、人材確保を工夫し、教育相談体制の充実に取り組まれない。	毎年文部科学省に配置時間の拡充を計画として提出し、配置時間に見合った人員をハローワークや各種団体を通じて募集し、人員を確保しています。昨年度は募集人員に対し、約2倍の応募がありました。今年度も引き続き、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの任用に際しては、ハローワークでの求人や三重県ホームページでの募集に加え、職能団体等にも情報共有するなどして、人材確保を図っていきます。
			不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合のKPIについて、数字だけ見ると毎年下がっており、相談できていないように見える。教員の継続的な支援が行われていても、毎年割合が下がっているのであれば、KPIを見直すか、毎年の説明の際にしっかり説明されたい。	不登校児童生徒には学校内外の様々な機関が関わったほうがよいとの考えにより、現在の指標としています。学校内外の機関等に相談等した割合が下がっているのは、不登校児童生徒の件数が増加している実情があるためです。今後とも、不登校児童生徒に向けた支援のための取組を進めてまいります。
			児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案では、低学年の児童では、登校時よりも下校時の事故が多いと聞く。児童生徒の命を守るため、児童生徒自身にも交通安全指導を行う等、事故防止に取り組まれない。 また、高校生の自転車乗車時のヘルメット着用率がまだまだ低いと感じるため、PTAと連携する等して、着用率向上に取り組まれない。 併せて、小中学生の通学時のヘルメット着用について、児童生徒の熱中症対策、首の負担軽減のため、穴あき軽量タイプのヘルメットを全県的に紹介するなどの取組をされたい。	児童生徒の登下校時の事故を防ぐため、スクールガードを中心に見守りを行っています。スクールガード等への講習、各学校の交通安全担当教員への講習も行い、見守りに活かしています。各学校では、通学路の安全マップづくりや、警察から派遣されたスタントマンによる事故再現などの取組を実施し、児童生徒の危険予測、危険回避能力を育成しています。 高校生の自転車乗車時のヘルメット着用率について、校則にヘルメット着用の努力義務を記載する等により、令和5年度4.6%から令和7年度11.4%と徐々に上がってきています。今後とも、「三重県高校生バイシクルサミット」の開催、JAFの協力による保護者への啓発活動等、着用率の向上に向けた取組を進めてまいります。 穴あき軽量タイプのヘルメットを採用している市町の取組を参考にしながら、県全体への啓発を進めてまいります。

請願への対応

定例会会議	受理番号	請願	委員会審査		本会議		処理経過 報告要求	請願に係る 意見書
			審査結果	審査日	採決の結果	採決日		
令和7年9月	請45号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	採択	R7. 10. 17	採択	R7. 10. 24	—	○
令和7年9月	請46号	教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて	採択	R7. 10. 17	採択	R7. 10. 24	—	○
令和7年9月	請47号	防災対策の充実を求めることについて	採択	R7. 10. 17	採択	R7. 10. 24	—	○
令和7年9月	請48号	義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて	採択	R7. 10. 17	採択	R7. 10. 24	—	○
令和7年9月	請49号	子どもたちの豊かな学びを保障するため、教職員の欠員の速やかな解消および教職員配置のさらなる充実を求めることについて	採択	R7. 10. 17	採択	R7. 10. 24	○	—
令和7年9月	請50号	県独自の学級編制基準の改善によって、25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて	不採択	R7. 10. 17	不採択	R7. 10. 24	—	—
令和7年11月	請52号	先生増やして、ゆきとどいた教育を求めることについて	不採択	R7. 12. 10	不採択	R7. 12. 22	—	—

各定例月会議における委員長報告一覧

○学校における児童生徒の盗撮被害防止対策の徹底について

(9/25委員長報告)

県当局においては、今回の事案を踏まえ、公立学校における盗撮防止に向けた緊急調査を行い、その結果、今後の取組の方向性をまとめられたところです。しかし、必要な予算が確保されなければ、その対策は実効性を欠くことから、環境整備等に向け、必要な予算をしっかりと確保するよう要望します。

○教職員の不祥事の根絶について

(9/25委員長報告)

学校は、保護者が安心して子どもを送り出し、児童生徒が安心して学べる居場所とならなければならない、その学校において児童生徒の手本となるべき立場にある教職員が盗撮や性犯罪事案を起こすなどということは、誠にもって許しがたい、言語道断の行為であります。

今回常任委員会を開催するきっかけとなった事案は、本県教職員によるものではありませんが、近年、本県においても一部の教職員による不祥事が相次いで発生しており、学校教育に対する県民の信頼が大きく損なわれる、極めて深刻な事態にあることは事実です。

今年の1月に、教育委員会が教職員に向けて発信しているとおり、本県教職員一人ひとりがコンプライアンスの意識を更に高めるとともに、不祥事を絶対に起こさないという強い意志をもち、また、全ての学校において学校全体で互いに不祥事を起こさない職場風土を形成し、児童生徒、保護者及び地域の方々に信頼される教職員であり続けることを強く要望します。

○公立学校における盗撮防止に向けた対策について

(10/24 委員長報告)

盗撮防止に係る点検チェックリストの作成及びこれを活用した教室、更衣室、トイレ等の点検を教職員自身が行うということですが、教職員は教育のプロではありますが盗撮防止のプロではありません。また、チェックリストに基づく入念な点検を定期的に行うことが教職員の負担増加につながってははいけません。そこで、チェックリストの作成やこれを活用した教室等の点検に、警備会社や専門家等のノウハウを活用することを提言します。

また、盗撮防止対策としての防犯カメラの設置については、一定の抑止力があると考えますので、生徒や教職員のプライバシーに十分配慮しながら検討を進めることを要望します。

これらの提言を実現するには予算を伴いますが、学校における盗撮被害根絶に向け、必要な予算をしっかりと確保するよう要望します。

○公立学校における盗撮防止に向けた対策について

(12/18 委員長報告)

名古屋市の小学校における盗撮事案の発生から、学校における児童生徒の盗撮被害防止について議論を重ねてきました。その結果、全ての県立高校に盗撮カメラ探知機を導入するなど、今回の補正予算に反映されました。今後は、しっかり運用し、県立高校における生徒の盗撮被害対策を徹底されるよう要望するとともに、2点述べさせていただきます。

まず、防犯カメラの設置の検討についてであります。

これまでも議論してきたところですが、盗撮防止対策としての防犯カメラの設置は、一定の抑止力があり有用であると考えます。県当局におかれては、他自治体の設置状況も加味し、生徒や教職員のプライバシーに十分配慮しながら、引き続き検討を進めることを要望します。

次に、小中学校との連携についてであります。

学校における盗撮被害は、小学校、中学校、高校のどこで発生するかわかりません。県当局におかれては、県立高校における盗撮カメラ探知機の運用方法、効果等を検証し、その結果を適宜市町に共有し、小中学校における盗撮被害防止につなげるよう要望します。

令和7年度 常任委員会活動 上半期振り返りシート

委員会名：教育警察常任委員会

○委員会審議の活性化の視点

- ・委員間討議の機会が十分に確保され、委員間でしっかり意思疎通、連携できている。

○年間活動計画について

・重点調査項目

- ・重点調査項目に掲げた5項目はいずれも喫緊の課題であり、充実した内容となっている。
- ・委員会では重点調査項目に沿って議論できている。

・県内外調査

- ・定められた日程を有効に使ってしっかり調査することができた。
- ・調査した内容を来年度予算にいかに関反映していくかについては、今後の我々の努力、議論が必要である。

○その他